

新たな県営産業団地の整備における候補地の公募に係る募集要領

令和4年7月15日
福井県産業労働部企業誘致課

1 事業概要

(1) 事業目的

本県では、北陸新幹線や中部縦貫自動車道など高速交通体系の整備を好機として企業誘致を強化しているところである。

全国的に企業の地方移転や国内回帰の動きが進む中、県内においても好調な産業の新規投資が相次ぎ、県内産業団地の売却が進んでいることから、市町と協働して大規模な県営産業団地を整備する。

<整備する産業団地のコンセプト>

○基本理念

『福井の産業を次世代の世界へとつなぎ、飛躍させるイノベーションハブ拠点』

○イメージ

- ・研究者やIT技術者などの高度人材が多く集まり、ものづくりだけでなく価値を創造する高付加価値企業が集積する。
- ・企業同士のイノベーションや県内企業との連携が生まれ、次世代への飛躍が期待できる。
- ・従業員の給与水準は都会並みに高く、社員ファーストの働く環境が整備されており、そこで育った人材や企業間の関係性が様々な産業へと広がっていく。

(2) 事業主体

福井県産業労働部企業誘致課

(3) 事業内容

県は、産業団地の整備を希望する市町からの提案を受け、その中から複数箇所を候補地として優先順位をつけて選定し、実現可能性を調査の上、市町と協働して産業団地を整備する。

<事業スキーム>

- ・総事業費（用地補償費、設計費、工事費等）について県2/3、市町1/3負担を基本とする。
- ・県および市町の負担額を分譲面積で割り戻して、売却単価を設定する。
- ・分譲用地売却益を負担割合に応じて、県・市町が歳入として受入れる（県・市町とも実質負担ゼロを基本とする）。

2 事業実施に当たっての留意点

- ①本事業の開始から終了までの間、本事業の実務に精通する者を連絡担当者として1名選

任し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

- ②市町は、本事業により知り得た情報を必要に応じて福井県に無償で提供すること。
- ③採択された提案に基づく事業の実施に当たっては、県と市町の協議の上で内容を変更することがある。
- ④本事業に係る会計検査等が行われる場合は、協力すること。
- ⑤市町は、事業完了後、20年間、本事業に係る書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- ⑥事業の実施に当たっては、関係法令に沿い、関係機関との調整を適正に行うこと。

3 公募内容・条件

(1) 公募内容

福井県と協働して県営産業団地の整備に取り組む意欲のある県内の市または町から、県営産業団地の整備に係る候補地を公募する。

なお、1市町から複数候補地の提案を可とするが、すべての提案について、下記(2)公募条件を満たすこととし、優先順位を付けること。

(2) 公募条件

①候補地に関すること

ア 高速道路インターチェンジ、新幹線駅、港等の交通の要所に近接した場所に位置すること。

イ 開発面積20ha（分譲面積15ha）以上を整備できる土地であり、そのうち1区画は10ha程度の分譲面積が見込める土地であること。

ウ 売却単価が、原則として25,000円/m²程度を大きく超えない見込みの土地であること。

※売却単価が25,000円/m²を大きく超える場合は、応募市町に単価引き下げのための負担を求められることがある（なお、この負担金は売却益で回収しない）。

②応募市町の役割に関すること

エ 候補地に係る用地交渉を主体となって行うこと。

オ 総事業費（用地補償費、設計費、工事費等）の1/3を負担すること。なお、負担した経費は、原則として売却益で回収する。

※売却単価引き下げのために県、市町のいずれか一方または両方が資金を投入した場合は、その部分を総事業費から除く。

カ 産業団地の整備後、売却までの間の分譲地の維持管理を行うこと。なお、産業団地整備後、団地内の道路や上下水道、その他公共施設については、市町に移管（無償譲渡）する予定であるため、その維持管理を行うこと。

キ 産業団地までのアクセス道路や上下水道等の産業団地外のインフラ整備が必要な場合は、応募市町の負担で実施すること。

4 応募手続

(1) 応募書類

応募者は、下記に示す書類を作成の上、各1部提出するとともに、電子データをEメールで送付すること。

- ・申込書（様式1）
- ・提案書（様式2）
- ・産業団地整備候補地に関する書類（様式3）
- ・その他、提案内容の詳細が分かる書類（様式任意）

※複数の候補地を提案する場合は、様式3および関連書類を提案数分提出すること。

(2) 応募期間

令和4年7月15日（金）～8月31日（水）17時まで

※応募に係る質問については、期間中随時受け付ける。

(3) 提出・問い合わせ先

福井県産業労働部企業誘致課 産業団地G あて

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 4階

TEL：0776-20-0725

FAX：0776-20-0678

Email：k-yuchi@pref.fukui.lg.jp

(4) その他

- ・提出された応募書類は返却しない。
- ・応募にかかる一切の経費は、応募者の負担とする。

5 提案の審査、採択等

(1) 審査委員会の設置

提案の審査を公正に行い、県営産業団地の候補地を選定するため、「福井県営産業団地候補地選定審査委員会（仮称）」を設置する。

(2) 審査方法

審査は原則として、提出された応募書類に基づいて実施するが、必要に応じてヒアリングおよび現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがある。

審査経過は非公開とし、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

(3) 審査・採択基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う。

- ①「3 公募内容・条件（2）公募条件」の各号を満たしているか。

- ②候補地に係る地元の意向や他事業との関連性に支障がなく、事業の実現性が高いか。
- ③候補地の立地条件、規模、地盤、地形、見込まれる売却単価などを総合的に判断し、競争力のある産業団地となりうるか。
- ④誘致したい業種や団地のコンセプトが明確で、市町の産業振興施策と整合性が取れているか。
- ⑤市町独自の企業誘致補助制度や誘致活動体制の整備など、産業団地への企業誘致活動を県と協力して積極的に行える体制となっているか。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、全提案者に文書で通知する。

(5) 協定書の締結

県と候補地が採択された市町は、提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的条件等の協議、調整を行い、協議等が整った上で県営産業団地の整備に関する協定書を締結する。

【問い合わせ先】

福井県産業労働部企業誘致課 産業団地 G

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 4階

TEL : 0776-20-0725

FAX : 0776-20-0678

E-mail : k-yuchi@pref.fukui.lg.jp